

# 塩尻市消費生活センターだより

令和7年12月発行

当センターに寄せられた相談事例や、注意してほしいトラブルなどについて、市民の皆さんにお伝えします。不審に思った時点で、まずご相談ください。

## 中古車の購入や売却に関するトラブル相談が最近増えています！

### 相談事例 1

3日前、店頭で売られていた100万円の中古車を気に入り注文書にサインした。ところが、急に都内への転勤が決まり車が不要になったので、昨日キャンセルの電話を入れたところ、「あなたに車を渡すため既に各種整備を行っている。キャンセルできません」と言われてしまった。

契約書に押印していないのに、キャンセルできないのでしょうか。



### 相談事例 2

インターネット上の広告で見つけた中古車買取業者に自家用車の買取価格査定依頼をした。後日業者が自宅に査定に来て「後部に修理歴がある。事故車なので10万円だが、今日すぐに引き渡せば25万円で買い取る」と言われたので、承諾し、車を引き渡した。翌日「他社の買取価格と比較したい」と伝えたが「契約は成立しているので、車は返せない」と言われた。解約して車を取り戻したい。



売買契約は基本的に口頭での意思の合致で成立します。  
車に関する契約はクーリング・オフの対象外です！

売買契約は基本的に口頭での意思の合致で成立します。ただし車の売買は高額なため、自動車業界においては標準的な契約の成立時期は以下のおすすめ日としています。

- ① 購入者の名義に変更登録がなされたとき。
- ② 販売者が購入者の依頼に基づく修理・改造・架装に着手したとき
- ③ 車両が購入者に引き渡されたとき



なお、クレジットを利用する場合は、信販会社がクレジット決済を承認した時点

そのため相談事例1のケースでは、契約成立時期②に該当してしまう恐れがあります。相談事例2のケースは車の売却契約は成立しており、また、車の売却はクーリング・オフ（無条件契約解除）の対象外のため、一方的に解約することはできません。

安易な申し込みの意思表示は禁物です。事業者作成の注文書には通常は契約の成立時期についての条文記載がありますので、事業者に何かしらの依頼をする前に「契約の成立時期」の条文を必ず確認しましょう。確認することでトラブルを防げます。

※ トラブルが発生した場合、出来るだけ早く消費生活センターに相談しましょう。

塩尻市消費生活センター

☎0263-52-0280（代）内線1129

相談日時：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15

または

消費者ホットライン

局番なし

イ ャ ャ  
1 8 8  
土・日・祝日も  
相談できます